(2)　許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

3―5　（略）

第五～第九　（略）

○九州地方整備局告示第百六十一号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、矢部川水系楠田川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十一日

九州地方整備局長　増田　博

○九州地方整備局告示第百六十二号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、川内川水系樋渡川及び綿打川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局川内川河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十一日

九州地方整備局長　増田　博行

(2)　許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

（新規）

3―5　（略）

第五～第九　（略）

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　岡田　憲治

警務部長参事築山信彦海外出張不在中同部長事務代理を命ずる（九月十七日）

人事異動

内閣

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三はインド国へ出張のところ九月十五日帰朝した。

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　茂木　敏充

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　茂木　敏充

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる

○総務大臣臨時代理

同　梶山　弘志

総務大臣野田聖子海外渡航不在中内閣法第十条の規定により臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　梶山　弘志

内閣府特命担当大臣野田聖子海外渡航不在中内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度担当）事務代理を命ずる

内閣府特命担当大臣　松山　政司

（在ウィーン国際機関日本政府代表部在勤）特命全権大使　北野　充

第六十一回国際原子力機関総会日本政府代表を命ずる

期間は平成二十九年十月六日までとする（各通）

原子力規制庁長官　安井　正也

（総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長）外務事務官　吉田　朋之

（資源エネルギー庁次長）経済産業事務官　保坂　伸

（大臣官房審議官）内閣府事務官　進藤　秀夫

（同）文部科学事務官　増子　宏

第六十一回国際原子力機関総会日本政府代表代理を命ずる

期間は平成二十九年十月六日までとする（各通）

（イタリア国駐箚）特命全権大使　片上　慶一

国際農業開発基金総務会総務たる日本政府代表を命ずる

（大臣官房審議官）財務事務官　宮原　隆

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を命ずる

特命全権大使　梅本　和義

国際農業開発基金総務会総務たる日本政府代表を免ずる

（国際局次長）財務事務官　岡村　健司

国際農業開発基金総務会総務代理たる日本政府代表代理を免ずる（以上九月十五日）

国務大臣　林　芳正

内閣府特命担当大臣松山政司海外出張不在中内閣府特命担当大臣（少子化対策担当、男女共同参画担当、クールジャパン戦略担当、知的財産戦略担当、科学技術政策担当及び宇宙政策担当）事務代理を命ずる

（高知地方裁判所判事兼高知家庭裁判所判事・高知簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　**齋藤**　大巳

願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月十六日）

○外務大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（九月十七日）

○内閣総理大臣海外出張

内閣総理大臣安倍晋三は九月十八日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。

国務大臣　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣茂木敏充海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を命ずる

○総務大臣臨時代理解職

同　梶山　弘志

総務大臣野田聖子帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　梶山　弘志

内閣府特命担当大臣野田聖子帰朝につき内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度担当）事務代理を免ずる（以上九月十八日）

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　鈴木　史朗

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

内閣官房産業遺産の世界遺産登録推進室参事官を命ずる（九月十九日）

法務省

（東京地方裁判所判事兼東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　本村　洋平

検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（九月十五日）